

仕様書

千葉ポートアリーナについて、下記のとおり空調機インバーター交換修繕を行うものとする。

1 修繕名 千葉ポートアリーナ空調機インバーター交換修繕

2 履行場所 千葉ポートアリーナ（千葉市中央区間屋町1-20）

3 修繕概要

メインアリーナの空調機のインバーターに不具合があり、風量調節が出来ず、常にフル回転での運転となっており、機器及び電気代の負担が大きくなっているため、修繕を行う。

4 修繕方法 その他別紙設計書、図面のとおり

現行	設置箇所数
給気用インバーター FREQR0L-Z200（三菱電機）	4 箇所
還気用インバーター FREQR0L-F400（三菱電機）	4 箇所

・ACリアクトル、DCリアクトル、取付アタッチメント等の必要な機器・設備のほか、機器搬入取付費、動力盤改造費、離線及び結線、既設撤去及び処分、試運転調整費、交通運搬費を含む（別紙設計書参照）

5 修繕条件 作業日時は施設管理者と協議の上、施設運営に支障とならないように留意すること。

6 履行期間 契約日翌日～令和8年3月31日（火）まで

7 提出書類 着工届、工程表、完了届、完了報告書（現場写真等を含む）、
発生材が適切に処分されたことが分かる書類（マニフェストの写し等）、
その他市担当者の指示による書類

8 一般事項

(1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。

(2) 本仕様書に明記無き事項は、原則として下記による。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（機械・電気設備工事編）（令和4年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械・電気設備工事編）（令和4年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（機械・電気設備工事編）（令和4年版）

- (3) 業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。
- (4) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (5) 履行期間中の安全管理には十分注意すること。
- (6) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。
- (7) 発生材は場外搬出適切処分とする。
- (8) 本修繕の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。
- (9) 本修繕の履行に必要な官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等も受注者の負担とする。

